

第2期

広島県

特別高圧電気料金 高騰対策中小事業者等 支援金のご案内

広島県内の事業所等で、「特別高圧電力」を使用し、電気料金高騰の影響を受けている中小企業等の負担軽減を図るため、予算の範囲内で支援金を支給します。

受付期間
令和6年
1月9日(火)
…
2月22日(木)

10
対象期間

令和5年
10月～12月

¥
支援額

1.8円/kWh

※支援上限額は1事業者あたり3千万円(ただし、申請月数が3か月に満たない場合は、申請月数×1千万円)とする。

支援金交付対象者 (1、2 いずれも広島県内の事業所が対象です)

中小企業者の定義 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者

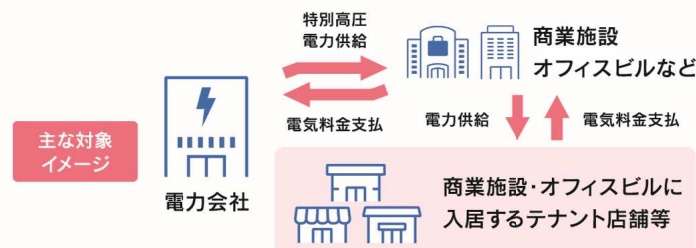
1 直接受電事業者

広島県内に所在する事業所(公立施設を除く)において、小売電気事業者と契約を締結して特別高圧電力を受電し、電気料金を負担している中小企業者



2 間接受電事業者

特別高圧電力を受電している県内商業施設等(公立施設を除く)又は工業団地に入居し、電気料金を負担している中小企業者



対象外の事業者

- ・広島県暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者
- ・支給対象期間における特別高圧電力の使用に関して、広島県が実施する他の補助金等の交付対象となる者

例) 病院等の保険医療機関、保険薬局、施術所など

給付を受けるためには申請が必要です。裏面もご覧ください。

申請に必要な書類

申請には以下の書類が必要となりますが、追加で書類の提出をお願いする場合があります。提出書類の詳細については、申請要領または専用ホームページをご確認ください。

※第1期(令和5年4月～9月分)で申請済みの場合、変更等がなければ申請書類を一部省略できます。

| | 法人 | 個人事業主 | 第1期申請済 | |
|---------|--|-------|--------|------|
| 直接受電事業者 | 履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)の写し | ○ | × | 省略可 |
| | 本人確認書類の写し | × | ○ | 省略可 |
| | 特別高圧電力を受電していることを証する書類 | ○ | ○ | 省略可 |
| | 支給対象期間の特別高圧電力の使用実績を証する書類 | ○ | ○ | 省略不可 |
| | 振込先口座の通帳の写し | ○ | ○ | 省略可 |
| 間接受電事業者 | 履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)の写し | ○ | × | 省略可 |
| | 本人確認書類の写し | × | ○ | 省略可 |
| | 入居している県内商業施設等又は工業団地が特別高圧電力を受電していることを証する書類 (入居している商業施設等又は工業団地があらかじめ県へ提出している場合を除く。) | ○ | ○ | 省略可 |
| | 県内商業施設等又は工業団地に入居し、電気料金を負担していることを証する書類 | ○ | ○ | 省略可 |
| | 支給対象期間の特別高圧電力の使用実績を証する書類 | ○ | ○ | 省略不可 |
| | 振込先口座の通帳の写し | ○ | ○ | 省略可 |

申請方法

原則としてWEB申請とします

(郵送申請希望の場合は事務局へお問い合わせください。)

事業者ごとの申請となります。複数の商業施設に入居しているなどの場合は、1回の申請で複数店舗分をまとめて申請してください。

専用ホームページ

支援制度の詳細や申請に必要な書類等を掲載していますのでご確認ください。



<https://hiroshima-hv.jp>

Q&A

より詳細なQ&Aは専用ホームページまたは「申請要領」をご覧ください

Q 特別高圧とはなんですか？

A 特別高圧とは7,000ボルトを超える電圧の種別です。
(例:大型商業施設、工業団地等)

Q 申請書の書き方や必要書類が分からない場合はどうしたらよいですか？

A まずは「申請要領」をお読みください。
その上でご不明点がある場合は、コールセンター
(082-545-5116)までお問い合わせください。

Q 県内に複数の事業所(店舗等)がありますが、申請は事業所ごとに行う必要がありますか？

A 申請は事業者単位で行ってください。1回の申請で複数の事業所等をまとめて申請できます。

Q 「申請要領」はどこで入手できますか？

A 申請書類や申請要領は専用ホームページからダウンロード可能です。インターネット環境が無い等、ダウンロードができない場合はコールセンター(082-545-5116)までお問い合わせください。

お問い合わせ

広島県特別高圧電気料金高騰対策中小事業者等支援金事務局

☎082-545-5116

開設時間

9:30～12:00、13:00～17:00(平日のみ)
令和5年12月29日～令和6年1月3日 除く